

セカンドオピニオン外来の運用について

患者さんが治療中の主治医からの情報をもとに診断内容や治療法等に関して当院の専門医が助言を行う「セカンドオピニオン外来」を行っています。

(1) セカンドオピニオン外来の目的

「現在受診中の担当医の診断内容や治療法に関して第三者としての当院の専門医の意見・判断を提供することで、患者さんが今後の治療方針を決定するに当たり参考にさせていただくことを目的とします。

(2) セカンドオピニオン外来の概要

- ・ 新たな検査、処置、治療行為は行いません。
(通常の診療行為とは扱いが異なる)
- ・ 自由診療扱いで、1回当たり最大60分22,000円(税込)となります。
- ・ 完全予約制です。
- ・ 場所は原則として各診療科外来です。
- ・ 対応疾患は、ホームページをご覧ください。相談実施日時は申込内容を考慮しご報告します。対応医師は、診療経験豊富な医師が担当します。

(3) セカンドオピニオン外来受診対象者

- ・ 相談は、患者さん本人を原則とする。但し、本人の同意書があれば家族(配偶者、親、子、兄弟)の方だけでも受診可とする。なお、患者さんが未成年の場合は、続柄の確認できる書類(健康保険証等)を必要とします。
- ・ 現在受診中の担当医から診療情報提供書や検査結果・レントゲンフィルム・CD-R等の資料の提供が受けられる方に限ります。
- ・ 以下に示す場合には、セカンドオピニオンの対象となりません。
 - i 主治医に対する不満、医療過誤及び裁判係争中に関する相談
 - ii 医療費の内容、医療給付にかかわる相談
 - iii 死亡した患者さんを対象とする場合
 - iv 主治医が了解していない場合
 - v 特定の医師・医療機関への紹介を希望されている場合
 - vi 予約外の場合
 - vii その他、申込み内容によっては受診をお断りする場合があります。

(4) セカンドオピニオン外来の予約・受診手順

- ① 現在受診中の担当医にセカンドオピニオン希望を伝えて紹介状作成等の了解を得てから、星総合病院地域医療連携センター(024-983-5512)にご連絡ください。なお、予約決定まである程度時間がかかりますので、受診まで余裕を持って手続きをお願いいたします。

- ②ご相談の概要を伺い、ご用意いただきたい次の書類を送付いたします。
- ・セカンドオピニオン外来のご案内
 - ・セカンドオピニオン外来申込書
 - ・主治医の先生へのお願い
 - ・セカンドオピニオン外来相談同意書（受診者をご家族の場合のみ必要）
- ※なお、当院ホームページにも様式を掲載してありますので、ダウンロードすることも可能です。
- ③セカンドオピニオン外来受診申込書を地域医療連携センター宛に郵送又は直接ご持参ください。（誤送・紛失の恐れがありますので、FAX・E-mailによる送付はご遠慮願います。なお、外来受診申込書を送付いただく際に現在受診中の担当医の先生に作成いただいた「診療情報提供書」に加えて「検査結果等の資料」、「レントゲンフィルム・CD-R」等のお借りできる限りの資料類につきましても、あわせて送付をお願いいたします。外来実施の事前に相談概要の把握、担当する医師の準備をさせていただきます。
- ④申込書を受理しましたら、相談内容を確認の上、受診の可否、受診日時及び担当医を決定し、予約日時につきましてご連絡いたします。
- ⑤受診日当日は、地域医療連携センターにて受付をしていただきます。受付終了後、担当者が外来へご案内いたします。
- ⑥外来終了後、会計窓口で診療費用をお支払いいただきます。報告書は後日ご自宅へ郵送いたします。
- ⑦担当医への報告書は、お借りした資料と共に後日郵送いたします。
- ※セカンドオピニオン外来では、診断書、証明書は発行いたしませんのでご注意ください。

お問合せ先 （公財）星総合病院 地域医療連携センター 024-983-5512